

茂原市教育施策の大綱（案）

次代を担う子どもたちを育て、すべての人が
生涯を通し学習していくまち



平成28年4月

茂原市

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、平成 27 年 4 月に施行されました。法第 1 条の 3 第 1 項には「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されています。

本市においては、法に基づき平成 27 年度中に開催された第 1 回～第 3 回の総合教育会議において市長と教育委員会とが協議し、教育施策の基本的な方針となる大綱を策定いたしました。

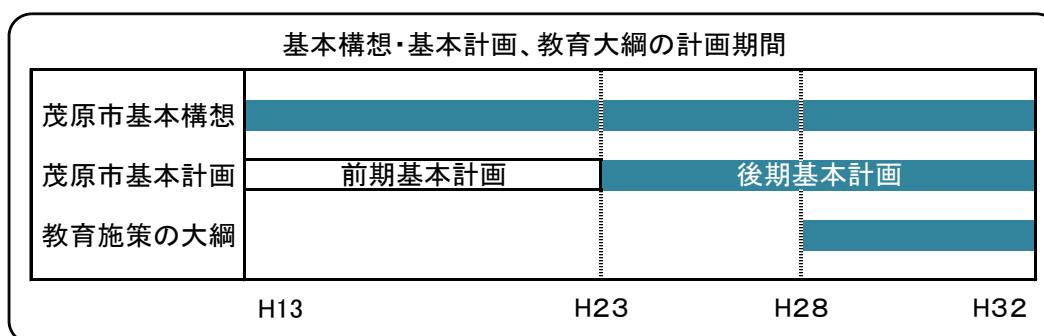
今後の教育施策の推進にあたっては、市長と教育委員会とが協力し取り組んでまいります。

2 大綱の位置づけ

「茂原市教育施策の大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけるものです。

3 大綱の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。



4 基本構想、基本計画における教育施策の位置づけ

茂原市基本構想においては、「次代を担う子どもたちを育て、すべての人が生涯を通し学習していくまち」を教育の基本テーマとして設定し、この基本構想に基づき、前・後期各 10 年を計画期間とする基本計画により各種施策の展開を図ってまいりました。茂原市教育施策の大綱については、基本構想、基本計画に基づき、今後 5 年間における重点的に取り組む施策の基本方針を定めたものです。

5 基本方針

本市の大綱の中では、4つの基本方針を定めます。

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

- (1) 学力の向上（子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進・競争意識の醸成）
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 幼児教育・保育の充実
- (4) 読書活動の推進
- (5) 国際理解教育の推進

基本方針2 思いやりの心を育む人間教育の推進

- (1) いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底
- (2) 学校・地域・家庭が一体となった教育の推進
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 家庭教育の充実（あいさつ、声かけ等）
- (5) セーフティネットの構築

基本方針3 心の豊かさを実感できる芸術・文化・スポーツの振興

- (1) 芸術文化の創造と個性の伸長
- (2) 学びの場の保障（いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供）
- (3) 変化の激しい次代を生き抜く生涯を通じた学習支援
- (4) スポーツ環境の充実
- (5) スポーツ・レクリエーションの普及（市民ひとり1スポーツの推進）

基本方針4 茂原を愛する心の育成

- (1) 郷土（茂原）を愛する心の育成
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 安全・安心な教育環境の確保
- (4) 文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進
- (5) 学校・家庭・地域連携によるコミュニティーの形成

6 基本方針に基づく各種施策

基本方針に基づく各種施策は次のとおり実施します。

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

- ・教職員の資質向上を図り学習指導の充実に努めます。
- ・基礎的な資質や能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- ・小中学校の適正規模基準を定めるとともに、適正配置について検討します。
- ・道徳教育及び生徒指導の充実と教育相談体制の確立に努めます。
- ・小学校への円滑な接続を図るための、幼小連携の体制づくりを推進します。
- ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。
- ・幼稚園の適正規模基準を定めるとともに4園の適正化について検討します。
- ・本に親しむ意欲と態度を育成する読書活動の充実に努めます。
- ・子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの豊かな感性・情緒を育む読書活動を推進します。
- ・高度情報化、国際化など社会の変化に対応した教育の推進に努めます。
- ・豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。

基本方針2 思いやりの心を育む人間教育の推進

- ・家庭、地域、関係機関等との連携強化に努めます。
- ・早期発見・予防のための体制強化に努めます。
- ・地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりに努めます。
- ・学社融合の一層の推進に努めます。
- ・市内企業との連携強化
- ・青少年育成茂原市民会議及び青少年相談員活動の充実を図り、青少年の健全育成体制の整備と機能促進に努めます。
- ・子ども会等を通して青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・青少年指導センターと関係機関との連携を密にし、非行防止や環境浄化に努めます。
- ・携帯電話にひそむ危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図り、事故防止に努めます。
- ・家庭教育学級の充実を図るとともに、地域の教育力の活性化に努めます。
- ・関係機関等との連携強化に努めます

基本方針 3 心の豊かさを実感できる芸術・文化・スポーツの振興

- ・文化協会の組織充実と連携を図り、文化祭を開催することで市民の文化活動の意欲向上に努めます。
- ・親しみのある美術館・郷土資料館づくりとともに、優れた美術品を鑑賞する機会の提供に努めます。
- ・市民カレッジや大学の公開講座を開催し、市民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。
- ・多様化・高度化する学習ニーズに応じるため、学習機会の拡充を図るとともに、楽しく学べる学級講座の充実に努めます。
- ・スポーツ施設の整備に努めます。
- ・スポーツ施設のネットワーク化の推進に努めます。
- ・スポーツ団体の育成に努めます。
- ・スポーツ情報の提供に努めます。

基本方針 4 茂原を愛する心の育成

- ・小中学生が自分の育った茂原市について学ぶ「茂原学」の提供に努めます。
- ・文化財の保護・保存を図り、文化財に対する理解を深め、郷土愛の育成に努めます。
- ・社会教育関係団体の育成と活動の強化に努めます。
- ・教育施設・設備、通学路等の安全点検を定期的に行い、児童生徒・利用者の安全確保に努めます。
- ・校舎・体育館等の非構造部材等の耐震補強を進めるとともに、学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図ります。
- ・安全安心な学校給食施設の建設の検討を進めます。
- ・文化財の保護・保存を図り、文化財に対する理解を深め、郷土愛の育成に努めます。
- ・文化財を美術館・郷土資料館に展示し、広く市民に公開するよう努めます。
- ・市制施行 70 周年の市史発刊を目指します。
- ・地域との連携を深め、活動機会の提供を通して心の育成を図ります。